

令和6年第9回教育委員会会議記録

令和6年9月25日（水）

◎議事日程

- 日程第 2 議案第1号 年末年始の休日を変更することに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則
- 日程第 3 議案第2号 八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 日程第 4 議案第3号 八雲町立図書館協議会委員の任命について
- 日程第 5 報告第1号 熊石地域における町立学校のあり方に係る地域説明会について
- 日程第 6 報告第2号 令和5年度八雲町教育関係施設の利用状況について
- 日程第 7 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	神 原 伸 哉
委 員	福 田 浩 子
委 員	石 岡 美 香

◎出席した説明者

学校教育課長兼 学校給食センター所長	三 坂 亮 司
学校教育課参事	池 田 忠 寛
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	阿 部 任 敏
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	若 山 晋 悟
社会教育課文化財係長	大 谷 茂 之
図書館管理係長	藤 本 陽 子
体育課長	伊 藤 勝
学校給食センター一次長	鈴 木 ゆかり
熊石教育事務所教育推進係主査	森 綱 正

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和6年第9回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。
本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和6年第9回八雲町教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員に、石岡美香委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「年末年始の休日を変更することに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書1ページになります。

この度の改正は、これまで八雲町の条例では、年末年始の休日が、国や北海道よりも1日遅く設定されておりましたが、住民生活への混乱と不便の解消を図るほか、他の行政機関との連絡や連携に支障が生じている状況の改善を図るため、現行の12月30日から翌年の1月4日までの日としている年末年始の休日を、国や北海道と同じ12月29日から1月3日までの日とする各種条例の改正が、過日開催された第3回八雲町定例会において可決したことに伴い、関係教育委員会規則の一部を整備しようとするものです。

整備する規則は、議案書1ページから2ページの第1条から第6条に記載のとおり、教育委員会所管6施設の休業日及び休館日をそれぞれ改正するもので、第4条の八雲町立図書館を除く5施設は、いずれも年末年始に係る休日を町条例とあわせ12月29日から翌年の1月3日までとしようとするものです。

なお、図書館については年末年始に返却された蔵書整理のため、現行規則で12月29日から1月5日となっており、規則内の表記を他の規則と合わせるための整理したものです。

附則として、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次の日程に入る前にお諮りします。

議案第2号及び議案第3号は、人事案件であることから、八雲町教育委員会会議規則第20条第1項の規定により、秘密会としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議がありませんので、秘密会とします。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食エンター次長 八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。議案書4ページになります。

学校給食センター運営委員会委員は、八雲町学校給食センター設置条例第4条第2項の規定により、給食センターの円滑な運営を図るため、20名以内で組織し、学校の職員、父母の代表者、学識経験者に教育委員会が委嘱することとなっており、この度、任期満了により、議案書記載の13名を新たに委嘱するものです。

委員の内訳は、学校の職員が4名、保護者代表が8名、病院薬剤師1名であり、再任が9名、新任が4名となっております。

なお、委員の任期は、条例第4条第3項の規定により、本年10月1日から令和7年9月30日までの1年間となっております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 それでは、説明いたします。議案書5ページをお開きください。

八雲町立図書館協議会委員は、図書館法第14条第1項の規定に基づき、町の条例により設置される委員であり、八雲町立図書館条例第16条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験のある者から教育委員会が任命する委員であります。

図書館協議会委員の定数は、条例第16条第3項の規定により7人以内と定められており、現在6名の委員を任命しております。

この度学校教育関係者に欠員が生じたことから、新たに任命するものであり、任命する1名は議案書に記載のとおりであります。

なお、今回任命する委員の任期は、条例第16条第5項の規定で補欠委員の任期は、前任者の残任期間と定められており、令和7年9月30日までとなります。

以上、説明いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

議案第2号及び議案第3号は秘密会で行っておりますが、それぞれ議決をいただきましたので、個人情報を除き議事録を公開することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議がありませんので、そのように決定しました。

秘密会を解きます。

◎日程第5 報告第1号

○教育長 日程第5 報告第1号「熊石地域における町立学校のあり方に係る地域説明会について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明します。

本件は、近年児童生徒数の減少により、学校の学級構成に変化が起きており、今後の児童生徒数から見ると、熊石中学校は令和10年度から複式学級となることが想定されることから、4月及び8月に文教厚生常任委員会で町議会議員へ説明したほか、7月30日には、熊石小学校、中学校の両校長及びそれぞれのPTA会長と意見交換を行い、中学生については、複式学級では専門教科の免許を持った教員の確保が難しくなること、1・2年生が同時に同じ教科で授業を受けることで、生徒にも教員にも負担が大きくなることから、義務教育学校への移行について検討を行うことが確認されPTAや地域の方々と熊石地域の子どもたちの学習環境について議論するため、説明会を開催した内容の報告となります。

説明会は、別紙記載のとおり9月17日、ふれあい交流センターくまいし館でPTA10名、地域住民2名、学校関係者4名の16名の出席で行われました。

それでは説明会で行った概要を、別冊資料により報告させていただきます。

まず始めに町内の児童生徒数の推移ですが、15年前の2009年(平成21年度)には、八雲町全体で児童生徒数は、1,488名でありましたが、5年前の2019年(令和元年度)は、1,087名、本年度は870名であり、15年前と比較して618名減少、5年前との比較では217名減少しております。

資料1ページには、熊石小学校及び中学校の令和5年度から令和11年までの新入学児童生徒数の推移を記載しておりますが、今後も減少が続くことが読み取れます。

こうした状況から、今年度から熊石小学校が全学年複式学級となり、普通学級3クラス、特別支援学級1クラスとなっております。

複式学級となるのは、小学校では2学年合わせて16人以下、中学校では2学年合わせて8人以下となった場合に複式で学級編制を行います。ただし、小学校1年生と合わせる場合は、中学校と同様に8人以下の場合とされています。

今後の児童生徒数から見ると、冒頭に説明したとおり熊石中学校は令和10年度から1・2年生が複式学級となることが想定されています。

中学校の複式学級は、配置される教員数から教員も生徒にも負担がかかることが想定されております。

次のページをご覧ください。小・中学校がそれぞれ複式学級の場合の課題をまとめました。小学校では人数が少ないため、相談したり学び合ったりする学習が難しい状態となります。ただし、先生方が児童一人一人に目が届くというプラス面もあります。

また、更に人数が減ると行事などが成り立たなくなっていく面も課題のひとつです。

次のページをご覧ください。中学校です。小学校と同じように人数が少ないため、相談したり学び合ったりする学習が難しいうえ、中学生の学習の難易度を考えると、生徒一人一人に目が届くというプラス面はあまり感じません。

また、教頭を入れて先生が5人となります。中学校は9教科で技術と家庭科を分けると10科目となるので、教科によっては専門的な授業が難しくなってしまいます。さらに、養護教諭と事務職員の配置がないため、教頭や教員がその役割を担う必要があります。4つ目は小学校と同じですが、人数が減ると行事などが成り立たなくなっていくます。

次のページをご覧ください。このようにそれぞれの課題がありますが、この課題を解決する方法があります。それが義務教育学校という選択肢です。全ての解決はできなくても、課題を軽減することはできます。義務教育学校の仕組みなどについては、学校教育課参事から説明します。

○学校教育課参事 それでは次のページをご覧ください。義務教育学校とは、小学校過程から中学校過程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校を指します。

次のページをご覧ください。これは、1年生から8年生までが複式学級の義務教育学校とそれぞれが複式学級の小・中学校の職員を比べた図です。児童生徒数は同じでも校長が1人減る分、教員が1人増えています。もちろん、教員が増えることも大きなメリットのひとつですが、それ以外にもメリットはいくつもあります。

次のページをご覧ください。教頭と教員を合わせて10人となり、中学校の10科目に対応できます。全教科で専門的な指導が可能になります。

次のページをご覧ください。専門教科の先生の前期課程、わかりやすく言うと小学校への乗り入れ授業が可能になります。図のように専門性の高い英語・理科・音楽・家庭科などの授業を後期課程から前期課程へ教師が乗り入れしたり、その逆を行ったりして、お互いに専門性の高い授業が実現します。

次のページをご覧ください。先生の数が増えると、時間割の工夫も可能になり、このようなこともできるようになります。人数が少ないと専門教科の教師が2学年を同時に指導し、チームティーチングの教師がサポートする授業から、教師の数が増えると複式の2学年を分けた授業を組むことも可能になってきます。上は、1人で理科や英語の授業を指導するため、授業の半分はチームティーチングの教師がサポートすることとなります。しかし、下は理科も英語も1時間、1学級につくことができます。

次のページをご覧ください。その他にも中1ギャップの解消、児童生徒の人数が増える

ことによる行事の充実、縦の関係の充実、仲間意識・年下を世話する姿勢の育成などのメリットが考えられます。

もちろんメリットばかりではありません。次のページをご覧ください。義務教育学校では9年間環境に変化がなく、同じ校舎に通わなくてはなりません。

また、熊石地区の学校がいよいよ1校になってしまうというのも地域の皆様には課題の一つと考えます。

以上のとおり、説明を行いました。

参加者から出された質疑や意見は、学校教育課長から説明します。

○学校教育課長 議案書7ページ5にあるとおり、質疑では義務教育学校とした場合の教員配置、特に現在熊石小学校に配置されている国語専科のように、専門の先生が授業できるか、年度によっては新生児が誕生しないケースも考えられることから、欠学年が生じた際の教員配置状況など質問、小学校・中学校の現在の校舎を使って義務教育学校とすることはできないかといった質問がありました。

また、意見では自分も複式学級経験者だが学年ごとに授業を受けたかった、中学生になったら複式学級を避けるため、熊石から転校する生徒もいるのではないかと不安に思った。今回の話は、八雲地域へ統合する話だと思っていた。といった意見がありました。

今回の説明会では、義務教育学校への移行について、反対する意見はありませんでしたが、今回出席していない保護者等に対しても丁寧な説明が必要と考えており、今年中に、熊石地域の児童生徒の学びの保障にも、義務教育学校への移行に向けて説明会を開催していくこととしております。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○羽田委員 義務教育学校に移行していく説明会に、16名の方が出席されたということですが、今後、義務教育学校へ移行していくという説明でしたが、行政として地域住民や保護者の方に同意も含めて説明をしていくのか、その道筋を教えてください。

○学校教育課長 今後の進め方ですが、今回の説明会には16名の参加ということで、想定よりも人数が少なかった部分もあります。令和10年度の中学校複式については、現在の小学校3年生からになります。現在のPTAの方々にも説明は致しますが、その世代の保護者を中心に説明する機会を作りながら義務教育学校について意思決定をしていく予定でございます。スケジュール的には、今年中に2回目の説明会を開いて、そこで決まればいいのですが、必要であれば状況に応じて地域の方々も含めた中で話を進めていくということになります。

なお、新しい校舎については、義務教育学校ということが決まりましたら、準備を進めていきたいと考えておりましたのでご理解願います。

○羽田委員 わかりました。今まで熊石地域の学校は統廃合があって、今現在小学校、中学校が1校ずつとなり、義務教育学校になると前期課程、後期課程という状況で地域一体化していくとき、前身の小学校の跡地利用なども含めて、行政側がイニシアチブを取って住民説明をしながら前へ進むという方向性を持っているのか、ある程度地域の方々に相談し意見を聞きながら進めていくのでしょうか。今までは学校の統廃合ということでしたが、

新しい義務教育学校になっていくということだと、学校の運営の仕方を変えていくということだと思えます。そう考えると、ある程度行政側の方が、がっちりと説明をして推進していく方がいいという私の意見ではあるのですが、どうでしょうか。

○教育長 先ほど学校教育課長から、義務教育学校への移行に向けてという説明をしましたが、今は検討中ということで、住民の方々にも説明をしております。ただ、義務教育学校に移行するのが、まず最良の策であろうということで、このような方向性で説明をして意見をいただくというスタンスでおります。この後、1、2回の説明会を開催していきませんが、もう1度開催しても参加者が少ないということであれば、保護者に文書を配布することになると思えます。

○羽田委員 行政側の責任として、しっかりと説明をしたうえで、住民の皆さんの理解を得てほしいです。

もう1点伺いたいのですが、市区町村の中で公立の小中学校の設置義務というのがあると思うのですが、義務教育学校というのはその設置義務を果たすということになるのでしょうか。

○教育長 学校教育法第1条の中で、学校とは、小学校、中学校、義務教育学校というように学校として入っていますので、小学校、中学校と同じ位置づけになります。

○羽田委員 わかりました。

○教育長 他にございませんか。

○神原委員 先ほど地域説明会の報告がありましたが、その中で義務教育学校に対する意見はなかったのでしょうか。

○学校教育課長 今回の説明会の出席者の中からは、義務教育学校への移行に関する意見は、ございませんでした。

○教育長 補足します。別紙5の質問と回答の中の「子どもたちのことを考えて何か対応できないのか」という質問は、複式を何とか解消できないのかという思いが強く感じられたものでした。中学校が複式になることに対して、非常に強い問題意識があって、次の6意見のように複式は嫌だ。可哀そうだ。というような方向の意見になりました。

教育委員会としては、義務教育学校という方法で何とかその弊害を少なくしていきたいという説明をしました。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第6 報告第2号

○教育長 日程第6 報告第2号「令和5年度八雲町教育関係施設の利用状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 それでは各施設の状況について担当者から説明いたします。

○社会教育課長補佐 令和5年度公民館利用状況について報告します。議案書9ページをお開きください。

八雲町公民館は、社会教育課主催事業、各種社会教育関係団体の活動、教育委員会や町の会議、そして一般団体に利用されております。

表中右側中段にあります利用状況推移の欄にありますように、全体の利用件数は1,872件で、前年度対比131件の減であり、利用人数は18,664人で、前年度対比144人の増でした。件数の減については、町関係の利用が少なかったのと、各種会議の利用件数が少なかった事によります。

利用人数については、定期的に利用している団体の人数が減少するなどによりコロナ禍前に比べると利用人数は減少しているものの、前年度との比較においては、各サークルの利用が徐々に戻ってきた事や、各イベント等もコロナ前の状況に戻りつつあることから、利用人数については若干の増となっております。

また、最下段の使用料区分別集計については、使用料が有料、半額減免、無料となる団体ごとに分けて集計していますが、前年度との比較においては、無料となる利用が増加しております。

続きまして、議案書10ページ令和5年度町民センター利用状況について報告いたします。

町民センターは、社会教育課主催事業、各種団体の活動、発表会、演奏会などの催しなどで利用されております。

年度別の推移として、利用件数は212件で前年度対比89件の増であり、利用人数は10,319人で前年度対比5,202人の減となっております。

これは、令和5年度においては、新型コロナウイルスのワクチン接種会場としての利用が終わったことから、人数については大幅に減となっておりますが、一般の利用が再開されたことから、利用件数については大幅に増となったものであります。

また、新幹線工事関係者による講習会での利用も定期的に行われるようになったため、有料区分での利用が大きく伸びたところであります。

続きまして、令和5年度郷土資料館及び木彫り熊資料館の入館者数について報告いたします。

入館者数の総数は6,710人で、前年度対比381人の増となっております。入館者が増加した理由としましては、木彫り熊のブームや、100周年関係のイベント関連、各種企画展の開催により増加したものと考えられます。

入館者の地域別内訳は、道内の入館者が3,164人と最も多く、全体の5割弱を占める状況です。

続きまして、令和5年度梅村庭園入園者数について報告いたします。合計欄にありますように、入園者の総数は7,553人で、前年度対比715人の増でした。

また、梅雲亭は、通常1月から3月の期間は休館している施設ですが、1月に開催の二十歳の集い、2月から3月に開催されるひな人形展の期間中は臨時開館しております。

入園者の地域別内訳は、町内の入園者が4,688人と最も多く、全体の6割以上を占める状況となっております。

以上、社会教育課所管施設の利用状況となります。

○図書館管理係長 それでは令和5年度八雲町立図書館統計のまとめについてご説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。

まず、貸出冊数につきましては令和5年度55,335冊となっております、町民一人当たりの比率としては3.8冊となっております。令和4年度対比では6,011冊のマイナス、比率では0.3冊のマイナスです。

次に利用者数につきましては13,125人の利用となっております、793人のマイナスとなっております。こちらにつきましては資料を借りた人数の延べ人数となっておりますので、貸館の利用や閲覧室のみの利用などの施設の利用人数ではございません。そちらにつきましては後ほどご説明させていただきます。

次に登録者数につきましては14,093人となっております。こちらは転出等の際にも返却を義務がないことなどから、人口比で96.45パーセントという高い数字となっております。

蔵書冊数につきましては118,995冊となっております、町民一人当たり8.1冊の蔵書数となっております。また、資料費につきましては前年度とほぼ同水準となっております。

下段につきましては過年度の推移となっておりますのでご参考ください。

続きまして資料12ページをご覧ください。

こちらは図書館2階の集会室・視聴覚ホールの利用状況と、ホール展示の状況です。

まず集会室ですが、令和5年度が154件、1,179人の利用となっております、令和4年度比で70件、300人の増となっております。

また、視聴覚ホールについては、令和5年度117件、1,178人の利用となっております、令和4年度比件数は同数で、人数は66人のマイナスとなっております。

なお、先ほど資料の利用人数については減少ということでご報告させていただきましたが、貸館での利用やイベント、また貸出を伴わない閲覧室の利用などがやや増えているため、図書館全体の利用については令和4年度よりも少し増えているような状況となっておりますのでご報告させていただきます。

以上です。

○体育課長 それでは、令和5年度の社会体育施設利用状況について、ご報告いたします。議案13ページをご覧ください。

はじめに総合体育館についてですが、令和5年度総合体育館の利用人数は33,052人で、前年と比較すると7,855人の増となりますが、これは中体連全道卓球大会が8月に開催されたことのほか、各スポーツ少年団等の大会利用が増えたことによるもので、コロナ禍以前の令和元年度の利用者数が35,020人でしたので、コロナ禍以前の利用状況に戻りつつあります。

一般開放の状況は、トレーニング室利用が5,239人と一番多い結果となりました。トレーニング室は、令和4年度にフリーウェイト器具、トレーニングマシンを更新したことにより利用者数が大幅に増加しています。当初は男性の利用が大半でしたが、最近は女性利用者も増えてきているところです。

次に温水プールについてです。温水プールの利用人数は12,644人であり、増加しているものの、令和元年度以前と比較すると利用者は大きく減少している状況にあります。

次に14ページ上段、屋外体育施設についてです。屋外体育施設は体育館横の運動公園や大新スポーツ公園、落部多目的グラウンドがありますが、昨年度と比較すると運動公園は昨年並み、大新スポーツ公園は約1,000人増ではありますが、令和元年度以前と比べると大きく減少しています。屋外施設に関しましては、一般利用よりも団体活動や大会等での利用が主となっていますが、昨年度以降は大会等の予約も増えてきていますので、少しずつではありますが回復していくものと見込んでいます。

また、大新スポーツ公園のその他利用については、ここ数年増加傾向にあります。内容としては外周を使ったクロスカン트리コースの利用のほか、駐車場でのスケートボードやラジコン操作等の利用によるものです。

落部多目的グラウンドについてですが、利用人数が0人となっております。これは、常駐の管理人がいないことから人数集計ができないこと、また、団体利用していた落部パークゴルフ会が、令和4年4月に解散したことによるものです。しかし、集計はできていませんが、最近ではパークゴルフの個人利用のほか、技能実習生のサッカーによる利用が見られています。

最後にスキー場についてです。昨年度のスキー場リフト輸送人員は64,629人で前年より4,063人減少しています。減少の理由としましては、営業日数の減少や積雪状況によるものと考えられます。

また、コロナ禍による行動制限が解除されたことで、町外のスキー場に出かけられた方が増えたものと考えられます。

以上で、体育施設利用状況の報告とさせていただきます。

○熊石教育事務所教育推進係主査 熊石地域の教育関係施設の利用状況について説明いたします。議案書15ページの上段でございます。

令和5年度ひらたないスキー場利用状況については、令和6年1月16日から2月18日までの34日間の開設で、利用者合計300人で、雪不足で閉鎖日が10日程度早まっていることと、天候不順による学校のスキー学習の実施回数の減などにより、全体利用者が減少した状況です。

次に、下段の令和5年度熊石地域学校開放事業の利用状況です。

令和4年度と比較しますと、令和5年度旧泊川小学校体育館、熊石小学校体育館、熊石中学校体育館の3施設の開設で、空手スポーツ少年団など5団体トータル2,512人の利用実績で、前年度対比454人の利用者減でした。

次に議案書16ページ、4月1日から10月末までの開館期間の熊石歴史記念館の入館者数の実績であります。令和5年度は入場者数総計で564人の利用により前年度対比257人の減少でございますが、議案書に記載はございませんが、コロナ禍前の令和元年度の387人の利用実績から比べると安定した入館者数で推移しているとみております。

以上、説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第7 その他

○教育長 日程第7 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和6年第9回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時43分】